

国際宇宙ステーション特別部会の設置について
(案)

平成22年4月21日
宇宙開発委員会

1. 趣旨

国際宇宙ステーション(ISS)は、計画提唱から四半世紀を経て、間もなく完成の時期を迎えようとしている。我が国初の有人施設である日本実験棟「きぼう」は、2008年より3回に分けて打ち上げられ、2009年7月に完成し、本格的な利用段階に入ったところである。

ISS計画の運用については、その主要な役割を担う米国は、当初、2015年までの運用を前提とする計画を検討していたが、本年2月に米国議会に提出された航空宇宙局(NASA)の2011年度予算案において、少なくとも2020年まで運用を継続することを発表した。その後、NASAはISS参加各極に対し、早期に政府間での合意を形成するようを要請した。実施機関レベルでも、3月11日に日本で開催されたISS参加各極の宇宙機関長会議(HOA)において、2016年以降の運用継続に向けた方針を確認し、今後各政府内で合意をとるための必要な手続きを踏んで行くことを共同声明として発表した。

以上の状況から、国際的な動向に則して、我が国としても早期に2016年以降のISS運用に関する考え方を明確化し、できる

限り早期に政府としての判断を行う必要がある。その判断に当たっては、ISS計画を担当する文部科学省としての考え方を明確にする必要があるため、文部科学大臣の要請に基づき、宇宙開発委員会の下に国際宇宙ステーション特別部会を設置して、科学技術・イノベーション、国際協力、運用コスト、教育的効果等多面的な観点から調査審議を行うこととする。

2. 審議事項

(1) ISS計画への参加の今日的意義

科学技術・イノベーション、将来宇宙探査、国際協力、外交、安全保障、教育、運用コスト等の多面的観点から調査審議

(2) ISS利用・運用の継続を判断するに当たっての留意点

3. 構成員

別紙の通り。

4. 検討スケジュール

上記審議の結果を、本年6月中旬を目途に宇宙開発委員会に中間的に報告するものとする。

(別紙)

向井千秋 宇宙飛行士 (JAXA有人宇宙技術部宇宙医学生物学研究室長)
安岡善文 国立環境研究所理事
山川 宏 京都大学生存圏研究所宇宙圏航行システム工学分野教授

国際宇宙ステーション特別部会
構成員

(委員)

部会長 池上徹彦 宇宙開発委員会委員長
青江 茂 宇宙開発委員会委員長代理
井上 一 宇宙開発委員会委員
野本陽代 宇宙開発委員会委員
森尾 稔 宇宙開発委員会委員

定例会議の資料は此処迄であった。ISS特別部会では(参考)として「宇宙開発委員会令」と「宇宙開発委員会の運営等について」が添付された。全て赤文字で示すと読み難い為、通常の文字色にて添付する。

(特別委員)

浅島 誠 産業技術総合研究所フエロー兼幹細胞工学研究センター長 東京大学大学院総合文化研究科特任教授兼総長室顧問
岸 輝雄 物質・材料研究機構顧問
鈴木章夫 東京海上日勤火災保険株式会社技術顧問
角南 篤 政策研究大学院大学准教授
田中明彦 東京大学大学院情報学環・東洋文化研究所教授
中須賀真一 東京大学大学院工学研究科教授
西島和三 持田製薬株式会社医薬開発本部専任主事 東北大学客員教授(未来科学技術共同研究センター)
廣川信隆 東京大学大学院医学系研究科特任教授
的川秦宣 NPO法人子ども・宇宙・未来の会会長

(参考)

宇宙開発委員会令

(昭和四十三年五月二十五日政令第百三十号)
最終改正:平成一七年四月一日政令第一一五号

内閣は、宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第四十号)第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

(参与)

第一条 宇宙開発委員会(以下「委員会」という。)に、重要な会務につき意見を述べさせるため必要があるときは、参与を置くことができる。

- 2 参与は、二十五人以内とし、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 参与は、再任されることができる。
- 5 参与は、非常勤とする。

(特別委員)

第二条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解任されるものとする。
- 4 特別委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第三条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第四条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、都会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

第五条 委員会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員長及び委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第六条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び二人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、委員長及び出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第十条第二項に規定する委員は、委員長とみなす。
- 5 部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 部会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、文部科学省研究開発局参事官において総括し、及び処理する。ただし、関係行政機関(文部科学省を除く。)の所掌に属する事項に係るものについては、文部科学省研究開発局参事官及び当該関係行政機関の担当部局において共同して処理する。

(雑則)

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定

める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(宇宙開発審議会令の廃止)

- 2 宇宙開発審議会令(昭和三十五年政令第百二十四号)は、廃止する。

附 則(昭和五九年六月二七日政令第二一九号)

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則(昭和六一年六月二八日政令第二四六号)抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則(平成七年九月二九日政令第三四六号)抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成七年十月一日から施行する。

附 則(平成一二年六月七日政令第三〇八号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次条第一項、附則第三条及び第五条

第一項の規定は、公布の日から施行する。

(宇宙開発委員会の参与の任期に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の日の前日において従前の総理府の宇宙開発委員会の参与(学識経験のある者のうちから任命されたものに限る。)である者の任期は、第四十四条の規定による改正前の宇宙開発委員会令第一条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成一七年四月一日政令第一一五号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

- 宇宙開発委員会の運営等について (平成十三年一月十日宇宙開発委員会決定)

文部科学省設置法及び宇宙開発委員会令に定めるもののほか、宇宙開発委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他委員会の運営に関して、以下のとおり定める。

第一章 本委員会

(開催)

第一条 本委員会は、毎週1回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

(主宰)

第二条 委員長は、本委員会を主宰する。

(会議回数等)

第三条 本委員会の会議回数は、暦年をもって整理するものとする。

(議案及び資料)

第四条 委員長は、あらかじめ議案を整理し必要な資料を添えて本委員会に附議しなければならない。

2 委員は、自ら必要と認める事案を議案として本委員会に附議することを求めることができる。

(関係行政機関の職員等の出席)

第五条 委員会の幹事及び議案に必要な関係行政機関の職員は、本委員会の求めに応じて、本委員会に出席し、その意見を述べることができる。

2 本委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事要旨の作成及び配布)

第六条 本委員会の議事要旨は、本委員会の議事経過の要点を摘録して作成し、本委員会において配布し、その確認を求めるものとする。

第二章 部会

(開催)

第七条 部会は、必要に応じて随時開催できる。

2 部会は、部会長が招集する。

(主宰)

第八条 部会長は、部会を主宰する。

(調査審議事項)

第九条 部会において調査審議すべき事項は、委員会が定める。

(関係行政機関の職員等の出席)

第十条 委員会の幹事及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、部会の求めに応じて、部会に出席し、その意見を述べることができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告又は意見の開陳)

第十一条 部会において調査審議が終了したときは、部会長は、その結果に基づき、委員会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(雑則)

第十二条 本章に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第三章 会議の公開等

(会議の公開)

第十三条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合においては、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。

(意見の公募)

第十四条 本委員会又は部会における調査審議のうち特に重要な事項に関するものについては、その報告書案等を公表し、国民から意見の公募を行うものとする。

2 前項の公募に対して応募された意見については、本委員会又は部会において公開し、審議に反映する。

(雑則)

第十五条 本章に定めるもののほか、公開等に関し詳細な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第四章 その他

(雑則)

第十六条 前条までに定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。